

社団法人福岡経営者労働福祉協会

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は社団法人福岡経営者労働福祉協会（以下「この会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 この会は事務所を福岡市南区に置く。

(目 的)

第 3 条 この会は中小企業における労働環境の改善整備を図り、産業経済の正常な発展と労働行政の推進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 企業の労務管理および労働福祉向上のため企画立案調査研究ならびに育成指導
- 二 労働基準法、労働安全衛生法をはじめとする労働関係諸法令の普及を図るため講演会、講習会の開催
- 三 労働災害を防止するため技術上の指導教育と労働安全衛生教育の推進
- 四 労働関係諸法令ならびに労務管理に関する資料の配布
- 五 研究誌ならびに機関紙の発行
- 六 労働安全教習機関の設置およびその運営
- 七 労働および社会保険諸法令の普及と労働保険事務組合の運営
 - 2 年金共済制度の運営
- 八 官公署に対する協力および関係諸団体との連携
- 九 賃金問題の研究と敏速な情報の提供
- 十 前各号の事業のほか、中小企業の健全な発達ならびに労働者の福祉を図るために必要な事業

第2章 会員および準会員

(会員の種別)

第5条 この会の会員は次の通りとする。

- 一 正会員 この会の趣旨に賛同し、加入した個人又は法人
- 二 削除
- 三 名誉会員 この会に特別の功労があったもの又は学識経験者であって理事会の承認を得たもの

(入会金および会費)

第6条 会員は総会の議決を経て別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

- 2 既納の入会金および会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(入会)

第7条 この会の会員となるには、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、第5条第3号に規定する名誉会員を除く。

(退会)

第8条 この会を退会しようとするときは、あらかじめ文書をもって会長に届出なければならない。

- 2 次の場合は退会したものとみなす。
 - 一 会員が会費を6ヵ月以上滞納したとき
 - 二 会員が死亡又は解散若しくはこれに類する事実が生じたとき

(除名)

第9条 会員がこの会の名誉を毀損し、又はこの会の目的に反するような行為があったときは、総会の議決により除名することができる。ただし、この場合、総会の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 2 前項の規定により除名された会員には、その旨を通知しなければならない。

(準会員)

第10条 準会員は、この会が行う事業のうち、第4条第7号に規定する労働保険事務組合についてのみ、この会に事務を委託する中小企業の法人又は個人とする。

(準会員の入会金および会費)

- 第11条 準会員は別に定める入会金および会費を納入しなければならない。
- 2 既納の入会金および会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(準会員入・退会)

- 第12条 この会の準会員となるには、所定の入会申込書を会長に提出し、承認を得なければならない。退会の手続も同様とする。

第3章 役員等

(役員の種類および定数)

- 第13条 この会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	3名以内
専務理事	1名
理 事	15名以内（会長、副会長、専務理事たる理事を含む）
監 事	3名

(役員を選任)

- 第14条 会長、副会長および専務理事は理事会において互選する。
- 2 理事および監事は、総会の議決によって会員のうちから選任する。
 - 3 理事および監事は相互にこれを兼ねることができない。

(役員の職務)

- 第15条 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ定めた順位により、その職務を代行する。
 - 3 専務理事は、会長および副会長を補佐し、会長の命を受けて常務を処理し、会長および副会長がともに事故あるときは、その業務を代行する。
 - 4 理事は理事会を組織し、業務を執行する。
 - 5 監事は民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

- 第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期満了によって退任する役員は、新たに選任された役員が就任するまで、引き続きその職務を行うものとする。

(役員補欠選任)

第17条 役員に欠員が生じたときは、補欠役員を選任しなければならない。ただし、欠員が副会長について1名、理事について7名、監事について2名までは、その補欠の選任を次期総会まで行わないことができる。

- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第18条 役員でこの会の名誉をき損し、又はこの会の目的に反するような行為があったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。

(顧問等)

第19条 会長は理事会の承認を経て顧問参与および嘱託を委嘱することができる。

- 2 顧問および参与は会長の諮問に応ずるほか、この会の業務について意見を述べるることができる。

(報酬又は費用の弁償)

第20条 役員および顧問、参与、嘱託は理事会の決定に基づき、勤務の状況に応じて報酬又は費用の弁償を受けることができる。

第4章 会 議

(会議の種類)

第21条 会議は総会および理事会とする。

(会議の構成)

第22条 総会は通常総会および臨時総会とし、会員をもって構成する。

- 2 理事会は理事をもって構成する。

(総会の開催)

第23条 通常総会は毎年1回事業年度終了後60日以内に開催する。

- 2 臨時総会は会長もしくは理事会がその必要を認めたとき、または会員の

3分の1以上もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき開催する。

(総会の招集および議長)

第24条 総会は会長が招集する。

- 2 総会の招集は、開催日の7日前までに会議の日時、場所および会議の目的たる事項を記載した書面によって通知しなければならない。
- 3 総会の議長は、出席した会員のうちから選任する。

(総会の定足数および議決)

第25条 総会は会員の過半数が出席しなければ会議を開き、議事を決することができない。

- 2 総会の議事は、この定款に特別の定めのある場合を除き、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 前2項の場合において、書面をもって表決権の行使を他の会員に委任した会員は、出席したものとみなす。

(総会の付議事項)

第26条 この定款に別段の定めのある事項のほか、総会に付議すべき事項は次の通りとする。

- 一 事業報告および事業計画に関する事項
- 二 予算および決算に関する事項
- 三 定款の変更に関する事項
- 四 理事および監事の選任および解任に関する事項
- 五 会費規程の改正に関する事項
- 六 重要な財産の取得および処分に関する事項
- 七 前各号のほか、理事会において総会に付議する必要があると認めた事項

(理事会の開催)

第26条の2 理事会は毎年3回以上開催することとする。

- 2 臨時理事会は理事の3分の1以上もしくは監事の過半数から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき開催する。

(理事会の招集および議長)

第27条 理事会は会長が招集する。

- 2 理事会の招集は、少なくとも5日前までに、その会議の目的たる事項お

よびその内容ならびに日時、場所を記載した文書をもって通知しなければならない。

3 前項の招集通知は、緊急やむを得ない場合においては、この限りではない。

4 理事会の議長は会長がこれにあたる。

(理事会の定足数および議決)

第28条 理事会は理事総数の過半数が出席しなければ会議を開き、議事を決することができない。

2 理事会の議事は出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の書面議決等)

第29条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人とし表決を委任することができる。この場合、前条の規定の適用については出席したものとみなす。

(理事会の議決事項)

第30条 理事会はこの定款に別段の定めのある事項のほか、次に掲げる事項を審議決定する。

- 一 総会に付議すべき事項
- 二 総会において議決した事項の執行に関する事項
- 三 定款の規定による理事会の付議事項
- 四 定款の執行に必要な細則の制定又は改廃に関する事項
- 五 その他総会の議決を要しないもののうち重要な会務の執行に関する事項

(監事の出席)

第31条 監事は理事会に出席し、その職務に関し意見を述べることができる。

(議事録)

第32条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し保存しなければならない。

- 一 開会の日時および場所
- 二 会員または理事の現在数

- 三 会議に出席した会員または理事の氏名（書面表決者および表決委任者を含む）
 - 四 議決事項
 - 五 議事の経過、要領および発言者の発言要旨
 - 六 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長および出席会員または理事の中から、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第5章 資産および会計

（資産）

第33条 この会の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一 入会金および会費
- 二 助成金
- 三 事業から生ずる収入
- 四 寄付金品
- 五 その他の収入

（資産の管理）

第34条 この会の資産は会長がこれを管理する。ただし、その方法は理事会において定める。

（資産の支弁）

第35条 この会の経費は資産をもって支弁する。

（事業計画および予算）

第36条 会長は、毎年、事業計画案および予算案を作成し、総会の議決を経なければならない。

（事業報告および決算）

第37条 会長は、毎会計年度終了後、事業報告書、収支決算書および財産目録書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

- 2 監事は、前項の監査結果を総会に報告しなければならない。

(剰余金の処分)

第38条 毎事業年度の決算により、剰余金を生じたときは、総会の議決を経て、その金額を翌年度に繰り越すものとする。

(事業年度および会計年度)

第39条 この会の事業年度および会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第6章 事務局

(事務局長および職員)

第40条 この会に事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長ならびに職員若干名を置き、会長がこれを任命する。
- 3 事務局の運営に関する規定は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第7章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の議決を経たうえ、主務官庁の許可を受けなければ変更することができない。

- 2 定款の変更については、総会において表決権の3分の2以上の同意を要する。
- 3 第25条第3項の規定は、前項の総会にもこれを適用する。

第8章 解散

(解散)

第42条 この会は民法第68条の規定により解散する。ただし、同条第2項第1号に規定する総会の議決による場合は、総会において表決権の3分の2以上の同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

第43条 前条の規定により解散したときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得て類似の目的をもつ他の公益法人に寄附するものとする。

(清算人)

第44条 この会が解散したときは、会長が清算人となる。

第9章 雑 則

(施行細則)

第45条 この定款を施行するについて必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は主務官庁の設立許可があった日から施行する。
- 2 役員および監事の任期は、設立初年度に限り設立総会の日から次の通常総会の日までとする。
- 3 この会の設立初年度の事業年度は、設立総会の日から昭和48年12月31日までとする。
- 4 この会の設立当初の総会は、設立総会をもってこれにかわるものとする。
- 5 この改正定款は昭和57年4月1日から施行する。
- 6 この改正定款は平成3年2月21日から施行する。
- 7 この改正定款は平成6年4月13日から施行する。
- 8 この改正定款は平成9年4月10日から施行する。
- 9 この改正定款は平成24年2月6日から施行する。

会費規定

第1条 定款第6条の規定による正会員の入会金および会費を次の通り定める。

- 一 入会金 10,000円（入会時1回限り）
- 二 会費 36,000円（年 額）

第2条 入会金は入会を承認された時、会費は毎年3月末日までに全額を納めなければならない。

2 会費の延納を希望する場合は予め申し出ることにより、次の方法に限り分納することができる。

- 一 第1期は2月末日までに12,000円
- 二 第2期は6月末日までに12,000円
- 三 第3期は10月末日までに12,000円

第3条 年度中途において入会した会員の会費は次の通り定める。

- 一 4月末日までに入会した会員 全額
- 二 5月1日以降8月末日までに入会した会員 3分の2に相当する額
- 三 9月1日以降12月末日までに入会した会員 3分の1に相当する額

第4条 会費の納期を経過した会員に対しては、定款第8条第2項に規定する法定脱退に至るまでにその旨を通知し督促する。

第5条 定款第11条に規定する準会員の入会金および準会費を次の通り定める。

- 一 準会員入会金 5,000円（入会時1回限り）
- 二 準会費 24,000円（年 額）

第6条 準会員の入会金は入会を承認された時、準会費は毎年3月末日までに全額を納めなければならない。ただし、準会費の延納を希望する場合は次の方法による。

- 一 第1期は2月末日までに8,000円
- 二 第2期は6月末日までに8,000円
- 三 第3期は10月末日までに8,000円

第7条 年度中途に入会した準会員の準会費は第3条の規定を準用する。

附 則

- 1 この規定は定款施行の日より施行する。
- 2 この改正規定は昭和57年4月1日から施行する。
- 3 この改正規定は平成3年3月1日から施行する。